

昭和 54 年	3 月 9 日	商	第 3-18 号
(改) 平成 2 年	3 月 12 日	森土	第 3-11 号
(改) 平成 8 年	8 月 30 日	森保	第 8-34 号
(改) 平成 13 年	7 月 4 日	森整	7 第 6 - 5 号
(改) 平成 18 年	7 月 1 日	森整	第 5 3 8 号
(改) 平成 20 年	3 月 17 日	森整	第 1939 号
(改) 平成 24 年	3 月 29 日	森整	第 2330 号
(改) 平成 28 年	3 月 25 日	森整	第 1903 号

## 山梨県岩石採取計画認可事務取扱要綱運営 の基本方針について

### 第 2 条 (認可の対象) 関係

- 1 第 1 号中の「採石業者の法人化された団体」とは、現在のところ次の団体をいうものとする。
  - (1) 山梨県石材建設事業協同組合
  - (2) 山梨県山碎石事業協同組合
- 2 第 2 号中の「保証能力が十分あると認められる採石業者」とは、その採取規模等により勘案するとともに第 1 号に該当する団体の構成員でなければならない。
- 3 第 2 号中「県内建設業者で知事が適當と認めた者」とは、現に建設業法第 3 条第 1 項第 2 号で規定する土木工事業に係る特定建設業の許可を受け、当該保証に係る採取計画の認可申請の日前 3 年以上継続して特定建設業（土木工事に係るもの）を営んだ実績を有し、県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で、格付け A の者とする。

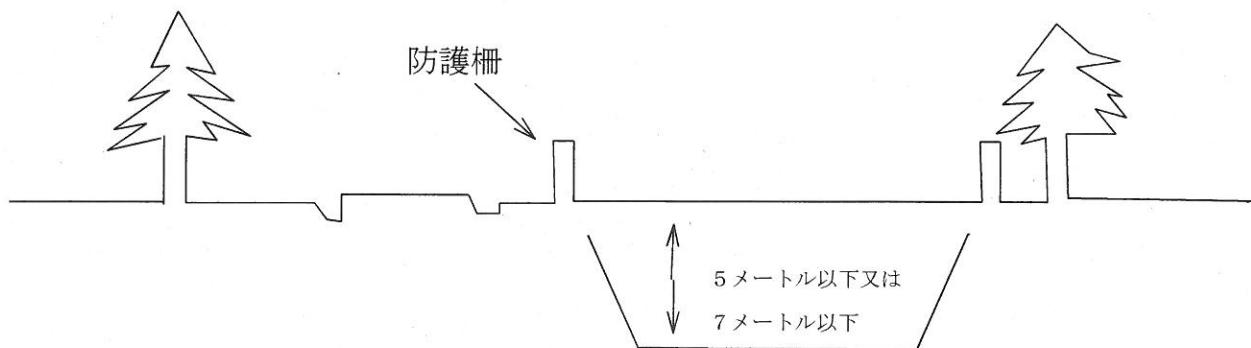
### 第 3 条 (認可申請書及び添付書類) 関係

- 1 第 4 号才中の「河川、道路」には、法定外公共物（道路、水路）は、含まないものとする。
- 2 第 13 号ウ中の境界確認書は、法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる公共物件等の内、第 3 条第 13 号才の同意にあたり境界が確認されている場合、又は他法令の認可に基づき、すでに境界が確認されている場合は、必要のないものとする。
- 3 第 13 号ウ中の「岩石採取場に隣接する」とは、当該採取計画に係る掘削区域、新增設する搬出路その他の施設（土地の形状を変更するもの。）の敷地に隣接する場合をいうものとする。
- 4 第 13 号ク中の「災害防止施設等の計画に関する図面」とは、採取計画認可申請書（様式 1 号）5 「岩石の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項」中、「災害防止のための措置」として記載した内容を具備した平面図、構造図とする。
- 5 第 13 号ケ中の緑化計画について記載した図書とは、次の内容を具備した設計書とする。

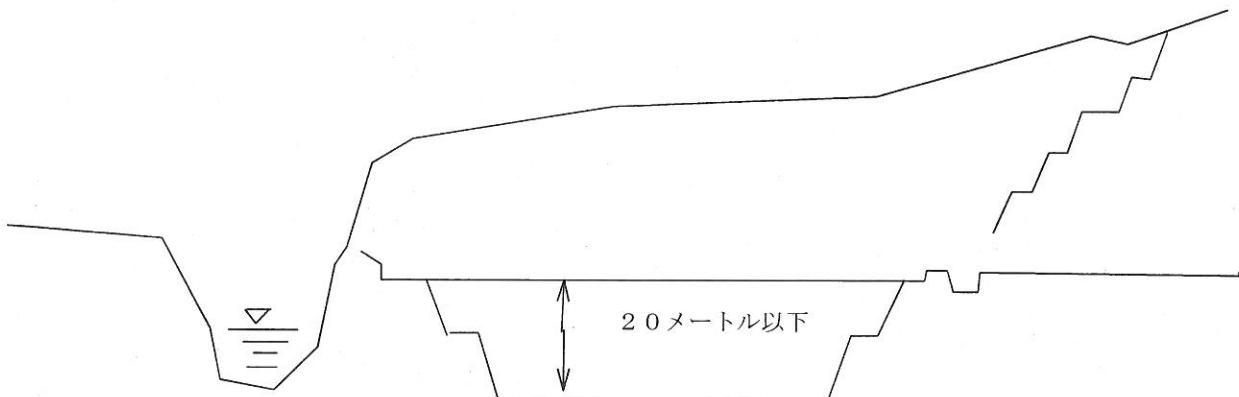
- (1) 平面図へ年次別に色分けして図示したもの
- (2) 標準緑化規格図
- (3) 緑化方法、樹種、数量、面積等
- (4) 緑化時期

#### 第4条（採取計画認可基準）関係

- 1 第1号中の認可採取期間の「7年以内」については、岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の処分を必要とする場合の取り扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 他の法令に採取期間の定めがある場合は、7年以内でその法令に定める範囲内の期間とする。
  - (2) 他の法令に採取期間の定めがない場合でも、処分庁の判断により7年より短い期間の処分であれば、その期間と同一期間とする。
  - (3) ただし、上記(1)、(2)の場合でも7年以内の全体計画を認めたうえでの処分であれば、採石法の認可は7年以内の全体計画の期間とする。
  - (4) 採石法による岩石の採取（当該岩石の採取を行う場所で、当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎及び破碎岩石の洗浄を含む。）に係る行為以外の行為（たとえば、搬出入路設置による河川敷の占用）で他の法令の処分が必要な場合は、その処分の期間にかかわらず7年以内の全体計画の期間とする。
- 2 第2号中の「知事が定めた深さ」とは、過去の取扱い例等からおおむね次のとおりとする。
  - (1) 堀削区域及びその周辺が当初から平坦な場所である場合は原則として5メートル以下とするが、防護柵等の施設が設置される計画であり、災害防止上支障がないと認められる場合は、7メートル以下とする。



- (2) 当初山であったが、採取の進行に伴い一定のレベルで平坦となった場所で、周辺からある程度独立している等災害防止上支障がないと認められる場合は、原則として20メートル以下とする。



## 第6条（採取計画の軽微な変更の届出）関係

法第33条の5第2項、規則第8条の16の2の規定による軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、当該変更により採取場及びその周辺において、新たな災害等の発生のおそれのある場合を除く。

また、関係法令における許可や届け出等が必要なものにあっては、原則として、これらの手続きが行われているものとする。

- (1) 事業区域の縮小（保全区域や採取区域などの採取計画の主たる内容の変更を伴わない場合に限る。）
- (2) 火薬類の種別や使用量の変更
- (3) 機械設備の変更（移設、増設、更新、撤去等で、掘削、破碎・選別、洗浄方法の変更を伴わない場合に限る。）
- (4) 防災施設の位置や形状の変更（能力の低下を伴わない場合に限る。）
- (5) 採取跡の埋戻し方法の変更（土量の変更を伴わない場合に限る。）
- (6) その他軽微であると認められるもの

## 附 則

一部改正 平成 2年 4月 1日 施行

一部改正 平成 8年 8月 30日 施行

一部改正 平成 13年 7月 4日 施行

一部改正 平成 18年 7月 1日 施行

一部改正 平成 20年 3月 17日 施行

この要綱運営の基本方針施行前に預託制度により採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

一部改正 平成 24年 4月 1日 施行

一部改正 平成 28年 4月 1日 施行